(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 7 年 8 月 13 日

佐賀県知事 殿

提出者

住 所 佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿甲4760-1

氏 名 独立行政法人国立病院機構嬉野医療センター

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0945-43-1120

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事	業	場	; C	か	名	称	独立行政法人国立病院機構嬉野医療センター			
事	業	場	の	所	在	地	佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿甲4760-1			
計		画		期		間	令和7年4月1日~令和8年3月31日			
当意	亥事氵	業場(にお	いて	「現に	二行	っている事業に関する事項			
	1	事	業	の	種	類	83 医療業			
	2	事	業	の	規	模	399床			
	3	従	当	Ě	員	数	839人(5月時点)			
	④ 华	寺別や) 一覧	管理	産業処理	達廃棄	美物 二程	別紙の通り(フロー図参照)			

(日本産業規格 A列4番)

特別]管理産業廃棄物の処理	に係る管	理体制	に関する事	事項		
	(管理体制図)						
	別紙の通り(廃棄物管理	里組織図る	無)				
特別]管理産業廃棄物の排出	の抑制に	関する	事項			
		【前年度	(令和	6年度	E)実績】		
		特別管理	産業廃棄	要物の種類	感染性産業廃	棄物	
		排	出	量	122.914	t	t
	①現状	前年同様 感染の危 る。	、感染	ないもの	棄物として廃棄処 は一般廃棄物とし	て処分を	ヽた紙おむつのうち、 を行う取り組みをしてい にて注意喚起を行って
		【目標】					
		特別管理	産業廃棄	そ物の種類	感染性産業廃	棄物	
		排	出	量	122.914	t	t
	②計画		, ,	予定の取った。			
特別]管理産業廃棄物の分別	に関する	事項				
	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・						固形物で破損の恐れのな
(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に ②計画 現状の取り組みを継続して行う。							及び分別に関する取組)

自身	っ行う特別管理産業廃	棄物の再生利用に関する事項	
		【前年度(令和 年度)実績】	
		特別管理産業廃棄物の種類	
		自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量 t	t
	①現状	(これまでに実施した取組)	
		特別管理産業廃棄物の種類	
		自ら再生利用を行う	
	②計画	特別管理産業廃棄物の量 t (今後実施する予定の取組)	t
自ら	っ行う特別管理産業廃	棄物の中間処理に関する事項	
		【前年度(令和 年度)実績】	
		特別管理産業廃棄物の種類	
		自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量 t	t
	①現状	自ら中間処理により減量した	
		(これまでに実施した取組) t	t
		【目標】	
		特別管理産業廃棄物の種類	
		自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量 t	t
	②計画	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量 t	
		(今後実施する予定の取組)	t

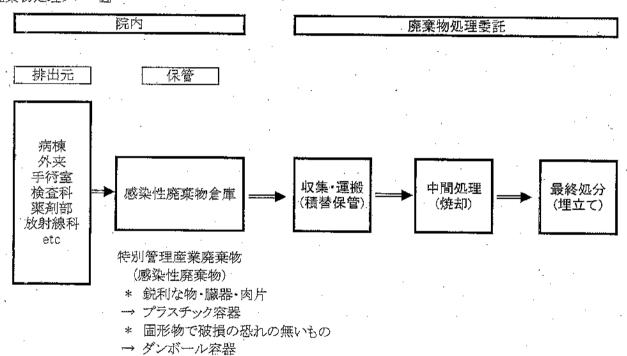
自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項								
		【前年度(令和 年度)実績】						
		特別管理産業廃棄物の種類	7					
	①現状	自 ら 埋 立 処 分 を 行 っ た 特別管理産業廃棄物の量 t t	5					
		(これまでに実施した取組)						
		【目標】						
		特別管理産業廃棄物の種類						
		自 ら 埋 立 処 分 を 行 う						
	②計画	特別管理産業廃棄物の量 t t	·					
		(今後実施する予定の取組)						
特別	」管理産業廃棄物の処理	の委託に関する事項						
		【前年度(令和 6年度)実績】						
		特別管理産業廃棄物の種類 感染性産業廃棄物						
		全処理委託量 122.914 t	_					
		優良認定処理業者への 処理 委託 量 t t						
		再生利用業者への 処理委託量 t						
	①現状	認定熱回収業者への 処理 委託 量 t t						
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量 122.914						
		【 上 せ t t t t (これまでに実施した取組) t	,					
		出来る限り、優良認定処理業者、再生利用業者、認定熱回収業者へ処理多託する。	长					

		【目標】						
		特別管理産業廃棄物の種類						
		全処理委託量 感染性産業廃棄物		廃棄物 _t	t			
		優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	122.91	4 t	t			
		再生利用業者への 処 理 委 託 量		t	t			
	②計画	認定熱回収業者への処理 委託 量		t	t			
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	122.91	4	t			
		(今後実施する予定の取) 現状の取り組みを継続し、	,					
【前年度(令和 6年度)実績】								
		特別管理産業廃棄物 排 出 量 122.914 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)						
電子情報処理組織の使用 に関する事項		(今後実施する予定の取組) 前年同様、産業廃棄物管理票の電子化を徹底し、産業廃棄物管理票の管理・保管にかかるコストや手間の削減に取り組む。						
*	事務処理欄							

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
- (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
- (3) ④ 欄には、当該事業場において生する特別官埋産業廃業物についての発生から最終処分か終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
 - 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
 - 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
 - 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定
 - 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。) を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する 取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行 規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
 - 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
 - 9 ※欄は記入しないこと。

別紙2 廃棄物処理フロー図



廃棄物管理組織

